平成２５年（フ）第１７８９号
札幌市豊平区平岸４条６丁目２番20号　マインパレス201号
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５９号
札幌市西区西野３条５丁目１番13号　ベーシックⅡ―202号
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津256番地２　203
債務者　小川　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1407番地23
債務者　古澤　伸明
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９０号
群馬県前橋市広瀬町１丁目16番地２　７―403号
債務者　川内　聡史
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９５号
群馬県伊勢崎市境米岡204番地２　ジヴェルニー201
債務者　駒形　幸次
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９６号
群馬県前橋市高花台２丁目10番地　ＲＥ―107号
債務者　髙橋　達夫
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田701番地１　グリーンハイツ渡辺３号
債務者　縮井　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９９号
群馬県伊勢崎市除ケ町405番地12
債務者　松井　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７８４号
千葉市中央区松ケ丘町351番地　ハイツキャリコ102号
債務者　山口　直彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９９号
千葉県市川市末広２丁目17番２号　クリーンハイツ101号
債務者　矢田部史彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４４号
千葉県船橋市日の出２丁目３番８号　日の出荘201号
債務者　大森　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５３号
千葉県習志野市鷺沼台２丁目５番８号
債務者　水上由紀子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６７号
千葉県船橋市新高根１丁目20番３号
債務者　池田　　真
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７０号
千葉県船橋市本中山３丁目７番19号飯塚レジデンス105号
債務者　荒　　哲郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１３号
千葉県船橋市宮本７丁目10番２号　ヤヨイハイツ205号
債務者　内山ふじの
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２６号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅４棟810号
債務者　上地功こと　金　　功
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部